

『復古記』不採録の諸記録から探る江戸情勢 (三)

—「薩摩藩邸焼き討ち事件」の史料の解明 その二—

A Study on the Political Situation in Edo Based on the Documents Unrecorded in *Fukkokuji* (3)

要旨

本稿は、慶応三年十二月二十五日に江戸で起きた「薩摩藩邸焼き討ち事件」を史料から解明する作業の一過程であり、前稿に続き、二として、多くの原写本史料を紹介し分析するとともに、未活用の活字史料も併せ、「事件」に関し、以下の諸点を解明した。まず、前夜十時には庄内支藩松山藩が密かに準備態勢に入ったこと、庄内藩と薩邸との交渉は意外に長時間であったこと、薩邸降人の内七五名前後が当夜は伝奏屋敷に入れられたこと、また、薩摩藩士益満休之助は会津藩下屋敷に入り込もうとしたところを捕り押さえられ、当夜は会津藩士の下に監視され、後、美作勝山藩江戸詰藩士の下に移され、そこから勝海舟の下に引き渡されたこと、また、薩邸から逃亡した浪士によって放火された南品川宿近辺は想像を絶する悲惨な状況であり、ために薩摩と浪士たちに対する戦慄が広がったこと、最後に、「事件」に関する米國書記官の問合せと、西丸幕閣の公式見解を紹介し、米國書記官には王政復古後も、「一橋公政府」への期待がなおあったこと、在坂米國公使にも外国奉行による返書は伝わったであろうこと、などを明らかにし、諸外国の「局外中立」決定との関連如何について検討する手がかりも提供した。

奈倉 哲三

NAGURA Tetsuzo

はじめに―本稿の目的

本稿は前稿に引き続き、慶応三年十二月二十五日に江戸で起きた「薩摩藩邸焼き討ち事件」(以下「事件」と略記)を、史料から解明する作業の一過程である⁽¹⁾。

前稿では、戊辰戦争研究における最も基礎的な編纂史料である『復古記』に採録された史料さえほとんど活用されていない現状に鑑み、取り敢えず、『復古記』に採録された史料から探れる「事件」像を提示しておいた(「『復古記』から知り得る「事件」」。本稿では、これに続く二として、『復古記』が典拠史料とした史料群の内、採録しなかった史料、『復古記』編纂時の史料群にありながら採録がまったく見送られた史料、そもそも『復古記』編纂時には典拠の対象外であった史料、以上三種の各原写本史料を紹介し、分析する。なお、蒐集した史料量が膨大なため、本稿では「事件」を解明・考察する上で重要な史料に絞り、前稿を多少補足する程度のもは今回は省略することとする。その一方、『復古記』以外の活字史料にも、まったく活用されていない重要な史料が数点あるので、それについては各史料から概要を提示し、検討する。

なお、「薩摩藩邸焼き討ち事件」を当該期の史料によって学術的に論じたものが皆無である研究状況の下では、この史料提示自体が、政治史的な角度からの論議も呼び起こすものとなることを期待しているが、筆者の関心は、あくまでも戊辰戦争期江戸・東京の民衆意識の解明にあり、本稿はそのための基礎作業であることを諒解されたい。

二 原写本史料群から窺える「事件」

(一) 前夜の軍立て・当日の戦闘と帰陣

まず、『復古記』編纂時に旧大名家華族から提出を求めた「家記」中、「事件」に関しては、『復古記』編纂者が採録を見送った「家記」の内、出羽松山藩(後、出羽松嶺藩、藩庁跡は現在山形県酒田市内)主、酒井紀伊守忠匡の提出した「酒井忠匡家記」から、前日二十四日夜からの出動状況を見ておこう(以下、史料上の読点はすべて引用者)。

芝三田薩州藩ノ邸エ屯集スル所ノ浮浪、近時頻暴動、幕府ニ於テ置可カラサルヲ以テ、今夜(二十四日夜)将ニ事アラントスルト聞、此ヲ以テ各藩ノ兵士、往々コ、ニ会衆ス、宜シク警セスハアルカラスト、依テ重テ兵ヲ発シ、速ニ之ニ臨ミ、遂ニ幕命ヲ奉シテ其軍ニ従ハシム、其略左ノ如シ、
と記した後、

士大将長坂欣之助(以下姓名にはすべて平〇〇もしくは源〇〇が附されているが略す)徒士七人其他従者、目附兼使番小野寺健助・屋代織衛、組頭林重次郎、炮術師範兼目附川上十郎・戦士十五人・其他従者及車台炮二門、組頭鈴木圓右衛門、炮術師範兼目附山本鯉蔵・戦士十五人・其他従者及車台炮三門、物頭加藤一格・銃卒十三人、以上従者等合テ六十余人⁽²⁾。

とあり、庄内支藩松山藩が六十余人規模で前夜から軍立ての態勢に入っていることが判る。次いで、二十五日当日は、「翌廿五日宗藩応接破レテ遂ニ戦ニ就、我兵先鋒ヲ以テ追手ヲ攻、屋代織衛先登シテ之ヲ破」と、松山藩が先鋒を担い、目附兼使番の屋代織衛が先陣を切っている。

一方、同じ松山藩の江戸詰家臣加藤氏が当時記していた「日記」の第七五冊〔慶応三丁卯年正月より十二月迄、原本〕からは、江戸藩邸内の細かい動静や本藩庄内藩との緊密な関係を含めた、前夜からの更に詳細な動きを知ることができる（以下、関字・平出はすべて史料通り）。

一 夜（二十四日）四時過、長坂殿より呼出ニ而罷出候処、薩州屋敷戦争之模様ニ付、御人数御差出相成候間、御足輕拾五人召連可罷出旨、尤全風説之事故、途中不目立様致し、具足等は長持ニ而運ひ候様に申聞候付、直に小頭え申達、夫々支度致し、九時過長坂殿其外同道、西丸下御屋敷迄出張、

但諸家様御人数も追々同所へ繰込、

一 然処、此程薩州之者御本家陣廻り方三田町辺之屯所へ発炮致し、且近々江戸中炮発にも及候哉之趣に付、薩州屋敷へ押懸、模様ニ寄及戦争候趣、内々に申聞事、

一 明ヶ方 御本家陣御人数繰出、引続此方陣御人数も繰出ス、六半時過、三田町有馬様東御長屋下え参着、御本家陣より薩州家へ御掛合に相成候事、

但松平大和守様・松平和泉守様・松平伊豆守様・鳥居丹波守様・

間部下総守様御人数も屋敷廻り取巻、公儀御人数も廻り取巻、

一 此方陣には薩州表門前大岡兵庫頭様東横町え相固、弁当遣扣居候処、四時頃にも候哉、御本家陣より、弥打入之事に相成候段注進ニ付、直に大砲向、表長屋へ炮発、追々押詰、長屋窓より火ヲ入ル、其内表門仮堀故、同所打破込入、長屋え火ヲ掛、責掛り、打捨之者三人、生捕拾四人、都合拾七人也、御人数には老人も怪我無し、一同大働無難、一ト先元場所へ引取、

一 御本家陣には西北角より御打入、火ヲ掛、打取生捕等有之、大砲差図役中世古忠藏と申仁、横腹より股に掛ケ玉疵ニ而即死、頭面とも玉当り候由、実に残念、外老兩人怪我有之由に候得共、一命には不拘候由、

一 八頃にも候哉、又々

御本家陣差図ニ而表門より繰込、猶又所々及穿撃候得共、老人も見へ不申、替芝居致居、其内長屋土蔵等不残焼失ニ付、御本家陣御人数屯致居候西北之方へ相越、扣居石原倉右衛門殿へ長坂殿より掛合之上、勝時揚勝時ケ、西北角之所より引揚、御行列立、跡え生捕之者召連、赤羽根通より

西丸下御屋敷え七時頃引取、尤、生捕之者共は足輕警固為致、御留守居代屋代織衛同道、町奉行所途中より直に差出之、然処、町奉行ニ而受取不申、御目付方より出役御徒目付へ引渡、翌朝引取候由、但、大岡様より御留守居相越、色々御心配、呑湯赤飯等被下、且楮子・畳・薄縁・机之物御貸被下、万端御都合能事也、

一 西丸下へ引取後、御近習頭取御使方、今日一同擲心命相働候段、

一統無難に引揚

御満悦被思召候旨

御意被成下、櫛柑二ツ相被下置之候事、

一 御本家様より御酒飯物被下置候模様之由ニ付、暫扣居候処、何分

一同疲、遅夜にも相成候間、長坂殿より圓右衛門え談し上、御人数

引取、四時頃御屋敷へ参着、表御門より入、御白州え相擲

殿様御出向も可被遊候処、御不快中ニ付、桑原亦八郎御名代ニ而出

迎候段、長坂殿へ被申達、御同人より其段一同え被申渡之候、夫よ

り 大書院え為御名代

若殿様御出座、自分始御徒目付迄一同被召出、御意被成下、畢而

於同所、御家老始御徒目付迄御酒飯物被下置之、夫より引取、

一 御足輕共えは御家老於御武笠間糠調有之、九畳之間ニ而御酒被下

置候事、

一 今日召連候鎗持万吉と申者え、褒美として式朱遣ス、⁽³⁾

長坂殿とは「酒井忠匡家記」に記されている出羽松山藩「士大将」の

長坂欣之助。前夜十時半頃、既に「薩州屋敷戦争之模様」のため兵を出

すよう長坂から要請があり、加藤は「足輕十五人」を召連て長坂の下に

行く。この段階では「全風説之事」であるからと、「途中不目立様」に「具

足等は長持ニ而運」び、深夜十二時過ぎ頃に西丸下御屋敷に入っている。

また、諸藩兵も徐々に同所に繰り込んで来る。ここで、加藤ら松山藩士

は、本家庄内藩屯所(三田同朋町)が「薩州之者」から発砲を受けたこ
と等を聞かされ、これから「薩州屋敷へ押懸、模様」に寄り戦争になる
であろう、と「内々に」聞かされる。

「明ヶ方」に本藩庄内藩に従って繰り出し、午前七時には三田久留米
藩有馬屋敷の東長屋下(久留米藩江戸藩邸は、現在の都宮大江戸線赤羽
根橋駅南側一帯、みなと保健所・東京サービスセンター・都立三田高校・
三田国際ビル・同アネックス等を含む広い一区画、その国際ビル側)に
参着している。三田通りを挟んですぐ東南角が薩邸の西北角である。

その場所で、庄内藩と松山藩の他、加藤が確認できた藩兵は、上野前
橋藩・三河西尾藩・出羽上山藩・下野壬生藩・越前鯖江藩の各隊と幕府
陸軍諸隊であったが、すぐに武蔵岩槻藩大岡兵庫頭の隊と共に、薩州表
門(薩邸北側)前の通りを固めている。そして、戦に備え弁当を食べて
いると、午前十時頃に、本藩庄内藩から「打入」が告げられる。

以上から、既に前夜十時には庄内支藩松山藩でも密かな行動が始まっ
ていること、庄内藩と薩州邸との交渉は二十五日午前七時頃に始まって
十時頃まで掛かった、かなり長いものであったことが判明する。

戦闘模様についても、加藤は「直に大炮向、表長屋え砲発、追々押詰、
長屋窓より火ヲ入ル、其内表門仮堀故、同所打破込入、長屋え火ヲ掛、
責掛り」と自藩の兵が果敢に戦った様子を記録している。

松山藩が「打捨」た者は三人、「生捕」った者が十四人、藩側には怪我
人さえ出ていない。ただ、本藩庄内藩では、大炮差込役の中世古忠蔵が
即死し、怪我人も出ている。午後二時過ぎ、邸内を搜索した後、大将の

長坂欣之助が本藩江戸詰中老の石原倉右衛門に掛け合い、勝利の勝鬨をあげている。その後、薩邸西北角から引き上げ、後ろに「生捕」者を召連れて赤羽根通を行軍、午後三時過ぎに西丸下屋敷に着いている。

ただし、「生捕」は足軽に警固させ、御留守居代の屋代織衛が同道

の後、《途中で町奉行所に直接引き渡そうとしたところ、町奉行は受け取らなかつた》とあるのは前稿でみたとおりであるが、その後の《幕府出役が出てきて御目付へ引渡した、翌朝引き取るとのことだ》という記事は、「淀藩加藤某筆記」を典拠に、『復古記』が採録した、「評定所」に送るよう言われそこまで付き添って届けた」という出羽上山藩松平伊豆守の届書とは、趣がやや異なっている。

実は、この経過がほぼ正確に判る史料が『幕末御触書集成』第六巻に入っている。活字史料なので紹介は省くが結論だけ言えば、二十五日に薩邸で「召捕」した者と「降人」となった者を酒井左衛門尉以下の藩兵が町奉行所に連行したが、幕府は町奉行に対し、まず一旦は幕府目付へ引き渡すよう達した。次に目付に対しては、当分の間「召捕」「降人」の者を伝奏屋敷へ入れておくこと、警衛については、幕府小普請役の面々と鳥居丹波守(忠宝、下野壬生藩)の藩兵があたることを命じ、更に丹波守には、これまでの市中巡邏役を免ずる代わりに、伝奏屋敷での「召捕」「降人」の警衛にあたるよう命じている。⁽⁴⁾

また、内閣文庫所蔵文書の「坤儀革正録」中に記録されている鳥居丹波守の届出には、

酒井左衛門尉手え降人罷出候者并召捕候者請取、守衛等も可致旨、御目付阿部邦之助より差図有之候二付、別紙之通請取、暁七ツ時過、伝奏屋敷え引取、守衛為仕置候、此段御届申上候以上、⁽⁵⁾

とある。幕府目付阿部邦之助の差図により、明けて二十六日となる前、午前四時頃に伝奏屋敷に入れ、守衛の体勢に入った、との届けである。

この「届」を見る限り、松山藩加藤の「日記」に《出役が出てきて御目付に引渡した、翌朝引き取った様だ》との記事は、そこに「伝奏屋敷へ」とは記されていないものの、「評定所へ渡した」ではない分、『復古記』が「淀藩加藤某筆記」を典拠とした松平伊豆守の届書よりも正確である。もつとも、「評定所に送った」という表現もあながち誤りとは言えない。何故なら、評定所は寛文元年以来、辰ノ口(現新丸ビルの北側向かい)にある伝奏屋敷を二分割した場所にあつたからである。⁽⁶⁾

この後の、藩内での労い・褒美・本家とのやりとりなどは、なるほど小藩の「凱旋」帰陣とはこういうものか、と思われる程にリアルな記述である。加藤は鎗持万吉に褒美二朱を遣わしている。こうした記事はまだ暫く続くので省いたが、二十六日の最後の記事には、「一 御足輕御勤富樫啓弥と申者、最初長屋へ火ヲ掛候節、壱番に焼矛等窓より入候二付、五石式人御扶持升役御足輕組被 仰付候旨、御家老申渡候二付、朝小頭同道呼出申渡之候」と記されている。厩勤番の足輕富樫啓弥が、一番駆けに薩邸内の侍長屋に火を投じたことで昇給しているのである。

(二)「召捕」・「降人」の状況

(一)「召捕」・「降人」の数・氏名

さて、当夜遅く、伝奏屋敷に送り込まれた薩邸「降人」及び「召捕人」であるが、この氏名を、現在までの調査で四つの原写本史料で把握した。

国立公文書館内閣文庫所蔵本「坤儀革正録」、東京大学史料編纂所所蔵本「淀藩加藤某秘書」・「淀藩加藤某御用留」・「慶応見聞集」である。⁽⁷⁾

この「降人」「召捕人」が多数であり、その後の扱いも気になる事柄があるため、四点の史料で把握した全氏名を、表記の異同を含め、以下に紹介しておく。紹介にあたっては「坤儀革正録」本の、鳥居丹波守十二月二六日付届書中に、「別紙」として記された姓名録を底本とし、全氏名を「淀藩加藤某秘書」・「淀藩加藤某御用留」・「慶応見聞集」と対校した。底本との異同については「」内に、「淀藩加藤某秘書」を「秘書」、「淀藩加藤某御用留」を「御用」、「慶応見聞集」を「慶応」と略記し、苗字の相違のみの場合は苗字を、名の相違のみの場合は名を記す。対校本には存在しない場合は無と記す。

檜本涼一郎、称口才之進(「慶応」弥口)、新原健之丞(「秘書」御用)無)、郡司直助、中島七郎、中澤納司(「秘書」御用)・「慶応」納治)、前田源兵衛(「慶応」治兵衛)、郡司熨斗郎、相川惣兵衛(「御用」聡兵衛)、小林萬蔵、斎藤利兵衛(「慶応」和兵衛)、恒谷半兵衛(「慶応」須谷)、相川惣蔵、赤塚一郎左衛門(「秘書」赤坂一郎右衛門御用)赤坂市郎右衛門(「慶応」赤根)、児玉佐兵衛(「秘書」御用)旧玉)、内

田清吉、橋山徳治郎(「秘書」松本御用)橋本(「慶応」健次郎)、中武次左衛門(「秘書」御用)・「慶応」治右衛門)、岩本幸兵衛、田中金次郎、柴山良之助(「秘書」御用)柴田良助)、堀勘兵衛、児玉孫左衛門(「秘書」御用)旧玉孫右衛門(「慶応」無)、伴太郎左衛門、東郷七之丞(「慶応」本郷)、入江駒之丞(「慶応」入海)、斎藤八郎、臼井猶嘉(「慶応」猶喜)、川崎四郎左衛門(「慶応」川島)、堤彦太郎、澁谷龍徳、半田源太郎(「慶応」平田源次郎)、山本辰次郎、斎藤直次郎(「慶応」五郎治)、玉置周司(「慶応」周治)、桑山甚助、玉置健蔵、比野友吉、米倉武市(「秘書」御用)・「慶応」前倉武一)、宇都武右衛門、八木平太郎、八木善八郎、柳瀬半助、比野乙吉(「慶応」北野)、深瀬堯蔵、関助之進(「慶応」無)、堂藤武八(「秘書」御用)安藤(「慶応」安藤武七)、杉田善次郎、川口源次郎、前田勇吉、村岡誠之進、川口源蔵、斎藤八郎妻、子供三人、下女七人、中間十七人、⁽⁸⁾なおこの外に「淀藩加藤某秘書」「淀藩加藤某御用留」「慶応見聞集」にあつて、「坤儀革正録」に無い名として、田中鉄蔵・田中玉次郎の二名がある。⁽⁹⁾

以上を合計すると、最も多い「淀藩加藤某秘書」「淀藩加藤某御用留」で、婦人・子供・下女・中間を含め七六名、「坤儀革正録」が七四名、「慶応見聞集」も人名に交互の入れ違いがあるものの、やはり七四名であり、『復古記』が「淀藩某筆記」を典拠として酒井左衛門尉家来岡田五十馬の届として記した「降人薩邸四十二人、生捕薩邸一人、末家(佐土原藩)三十二人」を合わせた人数、七五名にほぼ合致する。⁽¹⁰⁾

この「召捕人・「降人」に対する取調は、老中から寺社奉行戸田土佐守・大目付木下大内記・町奉行小出大和守・勘定奉行木村飛騨守・目付長井筑前守に対して、「松平修理大夫屋敷内おゐて召捕候者并降人共、立合吟味被 仰付之」として「達」が下されている。⁽¹¹⁾

(二)薩摩藩士益満休之助「捕押」と勝海舟「預」迄の経過

(1)益満休之助「捕押」

ところで、先の「召捕」・「降人」の中に、この時に捕まったとされる、浪士の指揮官である薩摩藩士、益満休之助の名が見えない。

実は益満休之助は、この庄内藩・支藩松山藩を中心とする薩邸焼き討ちに加わっていた諸藩とは別の藩、なんと会津藩の藩士に捕らえられていたことが「黒川秀波筆記」中に、かなり具体的に記録されている。

『復古記』には、「黒川秀波筆記」から採録した記事としては最後の箇所、討手側諸藩が列記されていることを前稿で述べたが、「筆記」はこの記録に続いて、関東・江戸での挑発行為の証拠書類を箱ごと庄内藩が手に入れたこと、焼き討ち後の屋敷取締が晦日か元日から始まること、二点を記し、その丁にまだかなりの余白を残した後、次の丁の最初に、以下の「伺書」を記録している。

一 丁卯十二月廿五日

薩藩

留守居付役

益満休之助

右之者、今廿五日三田綱坂下屋敷境板塀より乗掛入候二付捕押申候、

何れえ引渡可申哉奉伺候以上、

十二月廿五日

松平肥後守内

神尾鉄之丞⁽¹²⁾

「三田綱町」は現在の三田二丁目西側半分の地域(「綱」は《渡辺綱産湯の泉》伝説に由来する地名)、この内の北側東部分(現三井倶楽部辺り)に島津淡路守佐土原藩上屋敷があり、北側西部分(現オーストラリア大使館辺り)には織田出雲守丹波柏原藩上屋敷がある。そして両藩邸の南側、南西方面に下り坂となる「三田綱坂」(現慶應義塾中学・同女子高校から首都高速二号目黒線・古川へ下がる地域)が、会津藩下屋敷なのである。⁽¹³⁾ 益満は、薩邸から脱出した浪士が南下して品川に向かったのとは違い、薩邸から西、三田綱町に向かった。時刻が不明なので理由の判断は難しいが、おそらくは浪士との関係を切るため別行動をとり、佐土原藩邸に通れるつもりだったのであろう。その時既に捕り手が固めていたか、あるいは戦闘も始まっていたか、ともかく佐土原藩邸には入れず、わざわざ会津藩下屋敷の板塀を乗り越えて入り込もうとし、藩士に捕り押さえられた。やむを得ずにせよ、会津藩邸を選んだのは、藩士の多くが京坂に出ているため、事実上留守屋敷だと判断したのではないだろうか。いずれにせよ、思いがけない藩に捕まったものである。

文書は、会津藩家臣神尾鉄之丞が、二十五日当日に捕らえた益満を、何処に引き渡したらよいのか、という「伺」である。宛先は不明であるが、この少し先に、この「伺」にも拘わる「覚」が記録されている。

覚

今日捕物等有之、引渡之義相伺候向も有之候へ、明日可致差図候間、今晚之所は其儘手当致置候様可達事、但松平肥後守家来相伺候同人屋敷二而捕押候薩藩之義も同様之趣可達事、

発給人・受取人とも不明であるが、「引渡先については明日差図する、今晚はそのまま〔捕らえた藩で〕手当せよ、と〔諸藩に〕達せよ」と伝え、更に「松平肥後守家来……捕押候薩藩之義」も「同様之趣を達せよ」と伝えていることから、美濃守から大目付辺りに下されたものかと思われる。日付は無いが、二十五日であることは確実。⁽¹⁴⁾

ここで、先に庄内藩及び松山藩に対する目付の指示が、取り敢えず伝奏屋敷へ、となっていたのと違い、取り敢えず今夜は各藩で預かるように、となつて注意したい。実は薩邸降人の内、先に氏名を特定した者たちは伝奏屋敷に送られたのだが、それ以外の「降人」も相当数に上るのである〔概数でも確定的な史料はまだ未発見⁽¹⁵⁾〕。また、伝奏屋敷送りと各藩預けとの線引きが、どこにあるのかも定かでないが、上級藩士の場合の多くが各藩預けになったものと思われる。この推測は以下の史料による。活字史料ではあるが大切なので引いておく。

慶応三卯年十二月廿九日

酒井左衛門尉

松平修理太夫家来
南部弥八郎

右弥八郎儀、其方家来江御預被 仰付候間、請取方且手当等之儀、申談候様可被致候、右之通相達候間、可被得其意候事、⁽¹⁶⁾

「達」日付は二十九日、しかし、庄内藩家臣が預かるようにという、薩藩家臣南部弥八郎の名は、先の「召捕」「降人」姓名録には見えない。つまり、二十五日に庄内藩と松山藩が、伝奏屋敷に入れ込んだなかには元々入っていないのである。討ち入りの中心藩である庄内藩でも、伝奏屋敷送り以外の薩藩降人を預かっているのだ。先の「覚」は、これと同様に、一定数の薩摩藩士は諸藩預けとしたものであり、会津藩が捕らえた益満休之助もその様な扱いとした、ということなのである。

ともかくこれで、益満休之助は二十五日当日、会津藩下屋敷に入り込もうとして、会津藩士神尾鉄之丞手の者に捕らえられ、少なくとも一晩はそこで監視されていたことが判明した。

(2) 勝海舟「預」迄の経過

ところで、捕らえられた益満休之助が、勝・西郷会談の十日余り前、勝海舟の許に入ったことだけは従来も知られてはいるが、関連史料が、内閣文庫多聞櫓文書中に二点、史料編纂所文書中に一点ある。多聞櫓の一点はやや長いが、三文書とも全文を引用する（途中改行は原文の平出、ルビは引用者）。

A

伺

備後守父子共在邑二而、留守中至而無人之処、先月上旬薩州藩士益満休之助と申者、家来え御預被

仰付、甚心配仕候得共、即御断も恐入候儀ニ付、不取敢之処は練合警固番士等手当仕置候之処、早春京坂之際騒擾以来、在所表より之仕送米金共相滞、御当地之融通は更に相止、碯だと差支、隠居士計頭賄方を始家中扶助も唯飢渴を凌候而已二而、此末如何可仕哉と一同苦慮罷在候折柄ニ付、自然警固向等閑に相成候而は恐入候儀ニ付、御預人

御免之儀、先達而稲葉美濃守様之内願仕候処、書面之趣無抛筋には候得共、願之通難相整旨、御差図に御座候間、不得止、其儘種々の工夫才覚を以、漸取統罷在候得共、仕送米金は唯今以一切無之、加之、此度於京師別紙之通被

仰付候ニ付而は、家来も多分双方え差出候儀ニ付、御当地に罷在候人少之内をも、可成丈為差登候様申越、弥以人繰出来不申、勝手向之差支は前頭之通二而、如何共手術尽果、実以当惑至極仕候、依之右御預人の儀は何卒

御免被成下候様仕度奉存候、此段奉伺候以上、

二月廿六日

三浦備後守家来
鳩山十右衛門⁽¹⁷⁾

B

松平修理大夫様御家来

益満休之助

右之者備後守家来え御預被置候処

御免被成候ニ付、御達之通、今日勝安房守様え御引渡申上候、此段御届申上候、以上、

三月二日

三浦備後守家来
神谷喜左衛門⁽¹⁸⁾

C

覚

松平修理大夫様御家来

益満休之助

御預り人

佐藤 作

右召連罷出申候以上、

三月二日

三浦備後守家来
鳩山十右衛門⁽¹⁹⁾

A 文書は「伺」となつてはいるが、切々たる歎願書である。宛はないが、稲葉美濃守の下で、薩藩「召捕」「降人」の審理を扱っている寺社奉行戸田土佐守か大目付木下大内記あたりであろう。B 文書も宛はないが、おそらくA 文書と同格の西丸幕閣である。

まずA 文書から。三浦備後守(弘次、美作勝山藩)家臣鳩山十右衛門が、正月上旬に藩士への益満預命あきかりを受けたのであれば、会津藩士神尾

鉄之丞の許から、直接神谷喜左衛門の許に移されたものと考えられる。

鳩山は、益満休之助「預」は「甚心配」ではあったが断る訳にもいかず、警固番士を繰り合わせ、なんとかやってきたと言う。「唯飢渴を凌候而已」との困窮訴えも、「米金」仕送りが途絶え江戸での融通も叶わぬ状況では、必ずしも誇張とも言えないであろう。既に一度美濃守に内願したが却下された。だが、仕送り米金は今や完全に途絶えたという。京都発の「別紙」が無いため、「家来も多分双方へ差出」は意味不明だが、在府人数が少ないなかで京に兵を送ればいよいよ「人繰出」が出来ず、「実以当惑至極」、「御預人の儀は何卒御免被成下候様」と、これ以上、益満休之助を預かることは出来ない、と強く訴えている。

B 文書は、A 文書の訴えに西丸が対応し、新「預」先を勝安房守にするとの「達」が出され、それに従って引渡を済ませた、との報告である。

C 文書は、勝家に保存された文書であり、これにより、間違いなく鳩山十右衛門が益満を三月二日に勝の許に送り届けたことが判る。

つまり、益満は、「事件」当日会津藩士神尾鉄之丞に捕まり、正月上旬に、神尾の下から美作勝山藩士神谷喜左衛門の下に移され、三月一日まで預けられ、二日に勝安房守の下に引き渡されたのである。⁽²⁰⁾

(三)品川宿放火・罹災状況

以上の、原写本から解明し得た事柄以上に、戊辰戦争期の江戸民衆意識を解明するという課題にとっては重要なことがある。「事件」による民衆の被害、すなわち、薩邸から逃亡途中の浪士達によって放火された品川宿の実態を把握することである。これに関しては活字史料が既にある

のだが、活用が見られないので、後の考察に必要な事実を抽出する。⁽²¹⁾

まず焼失軒数は品川三宿（歩行新宿・北品川宿・南品川宿）内の南品川宿（現品川区南品川一〜四丁目・同六丁目・北品川一丁目・西品川一丁目・広町一丁目）で、惣家数五二八軒の内二七六軒、と五割以上が焼失している。この内には宿場として重要な伝馬役を勤める「御伝馬屋敷」六二軒と、「食売旅籠屋」三四軒も含まれている。それ以外に「荷物貫目御改所」と「問屋場」も焼かれ、その中にあった「人馬立辻日帳」「御継立方之義二付品々留書」「御先触留帳」「御触書并御達留」等々の重要書類が沓箱分そっくり焼失したし、「御秤」という、宿場業務に欠かせない秤三挺の内二挺も焼失した。また土蔵四棟も焼失している。

また、南品川宿の西裏境にある二日五市村（現品川区南品川二丁目・同四〜五丁目・広町二丁目）では、惣家数四七軒の内、四〇軒が焼失するという壊滅的打撃を受けている。

では、この惨状は誰の何によってもたらされた、と認識しているか。

南品川宿の地主徳兵衛とその地借で平旅籠屋渡世の仁三郎、及び店持繁次郎とその店借りで鳶人足の兼吉の四人は、役人惣代年寄善兵衛・同山本籌一郎、それに二日五市村の名主と南品川宿名主とを兼帯している問屋安之助、さらに同見習の直太郎らとともに、幕府代官松村忠四郎手代吉岡準蔵と服部銈之助へ提出した「御見分書」のなかで、はっきりと「右は御府内脱走之浪士、当月廿五日昼四ツ時頃宿内押通り候節、及放火、右二付出火・焼失」したのだ、と届けている。

さらにまた、品川三宿を代表する東海道品川宿の、役人惣代で問屋の

源左衛門は、同見習の直太郎・年寄庄九郎・同善兵衛、更に名主の久三

郎・同庄十郎と共に、代官松村忠四郎役所に対し、この甚大な被害を蒙

った現状では宿場の役は「当分之内御猶予」を願いたい、としたことに

対し、無期限とはいかないと指導があったため、重要な「道中筋人馬御

継立之御趣意」だけは二十五日から数えて五日間、二十九日まで猶予し

て貰えばそれ以後は何とか勤める、またその間であつても、「御公儀の」

「諸御用状」は勿論、「御支配向御通行之節」の「人馬御継立之義」だけ

は何とかやりくりするから、とにかく二十九日まで御猶予を、と切々

と訴えた「申上状」を提出したのであるが、そのなかで、「今般之出火は

事変之折柄ニ而、馬士・人足共は散乱いたし、且小前之者共は勿論、助

郷方出人馬之者共に至迄悉恐怖罷在候ニ付」と、名指しこそ避けたもの

の、逃亡浪士の放火による戦慄が広がっていることを記している。

さらに、この「申上状」には、品川宿の助郷村落を代表する者として、

武州荏原郡市ノ倉村〔現大田区中央四ノ七丁目、池上一丁目・南馬込六

丁目〕の名主與惣兵衛、池上村〔現大田区池上一ノ四丁目・仲池上一ノ

二丁目・上池台一ノ五丁目・東雪谷一丁目・同四ノ五丁目・西馬込二丁

目・中馬込二丁目・同三丁目・南馬込六丁目・南千束三丁目〕年寄の力

三、女塚村〔現大田区西蒲田一丁目・同三ノ六丁目〕年寄の左五右衛門

も連署しているのである。⁽²²⁾

薩邸からの脱走浪士が追跡を遁れるために南品川一帯へ火を放った蛮

行は、「事件」以前に彼等が働いた江戸市中・関東諸地域での強盗・略奪

行為とも重なって、品川宿のみならず、同宿助郷村落を中心とする広い

地域一帯の人々の間に、恐怖と戦慄をもたらしたのである。

(三)「事件」に関するアメリカの問い合わせと幕府の公式見解

さて、東京大学史料編纂所には「外務省引継書類」という貴重文書群

が多量にあるが、そのなかの「旧記録纂書類第二十五門司法及警察」と

いう文書群中に、「江戸三田薩州邸砲撃ノ理由米國書記官ポルトメン氏ヨ

リ問合一件」という往復書翰がある。

これは、日本駐在のアメリカ書記官ポルトメンが「事件」を知り、急

遽幕府にその説明を求めた書翰と、それに対する幕府外国奉行の返答で

あり、同時にこれが「事件」に対する幕府の、唯一の対外的公式見解と

なる、極めて重要な史料である。⁽²³⁾

史料は、前半にポルトメン自筆英文書翰(本文4頁十署名)があり、

それに続いてその和訳が付され、次に外国奉行らの連名が記されたポル

トメンへの返書案文があり、更にその英訳案文が付されている。

本稿では、差し当たり、この内の和文を以下に提示するが、検討上必

要な箇所については、ポルトメン自筆英文も活字体に直し提示する。

*「引用者」と注記したもの以外の、割り注・ルビ・() 表記は、す

べて原文にあるもの。史料右脇へは『大日本外交文書』第一巻第一

冊の表記、「」は『統通信全覧』の表記(註(23)参照)。「」内は編

集者が貼り紙を付した下文字部分。破線はポルトメン書翰と返書案文の

境。返書案内点線囲みは、案文に対する奉行らの後日確認印・花押・

合点(これにより、この案文が確認・清書されたことが判る。なお、ポ

ルトメンへの英文返書は、案文段階での火急の英訳でかなり汚い。

丁卯十二月廿八日「一八六八年一月二十六日引用者」【差出ス】

第六号

千八百六十八年第一月二十日「慶応四年十一月十六日引用者」神奈川（横浜）に在る合衆

国公使館に於て、江戸外国事務執政等々々小笠原老岐守閣下に呈す、

神奈川奉行より昨日公表せられし江戸にての当日の事件は、マゼ

スチイ大君政府と大名一致の兵の公戦にして、大名方の頭取ハ薩摩

侯にて之あるよし、此事は大切なことなれば、閣下より務めて速

かに其詳説を余に告知し給はんことを閣下に乞ふは、余に於て適當

の事となす。

来る廿五日には、合衆国の郵便蒸気船此港を去りて、桑方サンフランシスコ 濟格

に赴くべし、是に由て、余其港桑方濟格を云より直に伝信機を以て近日の報

聞を華盛頓「ワシントン」引用者に通達せしめんとす、又華盛頓にては其日より

凡ソ廿一日許を過ぐる頃に之を得て、其後二日中に又伝信機を以

て、之を倫敦及び巴黎ロンドン、パリに報通すべし、此の如くするとき、亜墨利

加の道路を経て、日本方今の事情を他の道路を伝ふるより早く三四

週中に右の三大府に通報するを得べしとす、

是故に余が右事件の全備せる公報を、一時も早く得んと要するの

大切なことを、閣下の領解し給はんこと疑なし、是を以て成るべ

くは来る廿五日「慶応四年正月十五日引用者」、即ち郵便蒸気船出帆の日の前に、右公報

を贈り給はるべし、

合衆国政府は日本との間に在る親睦の情を、誠実に増盛せんこと

を希望するが故に、方今のマゼスチイ一橋公政府と取結びたる条約

を真実良善に完了すべき望を以て、政府の為に有益なる説を外国に

贈らんがため、緊要なる報告をなし、且ツ、貴国の利益と当然の理

を促がすに最も適當すべき趣意を以て、西洋諸大国と其事件を裁決

し、又其威権を応用せんと樂むべきは、余之を疑ふことなし。

余、此書簡の写を大坂に在る亜墨利加のミニストルに送るべし、

是故に、閣下も亦大坂に在る閣下の同僚に此訳文を送り給はるべき

を願ふ、恐惶敬白

ア・ル・セ・ポルトメン

【杉田玄端訳】

丁卯十二月晦日「返書日付一八六八年一月二十四日引用者」【二時限御用状を以順達ス】

【辰正月三日 鱒二付而老岐守殿へ上ル】

【書面之通相達申候】

【卯十二月 外国奉行並】

【外国奉行】

駿河守 甲斐守 加賀守 丹後守 和泉守 対馬守 武三郎 鶴飼弥一 齋藤栄助 田辺太一 高島五郎 御書簡掛



以書状致啓上候、然者貴国第一月二十日附を以、外国事務総裁宛

被差越候御書状中、当月廿五日江戸於て戦鬪起りし事二付貴国と我政府との条約を真実良善に完了可被致為め、我政府に取り有益なる誌を欧州各国に報告し給はるへき旨、其余縷々御申越之趣、総裁にも委曲領解感謝被致候、尤御書状の文面ニ而は江戸政府と諸大名一致の兵と交戦いたし、松平修理大夫其大名の主長たる様誤聞被成候哉に相見候得とも、右は、三両月以前より江戸市中於て夜陰富豪の家に入立、強盜におよび行人を却かし衣服と資財を剥取、狼藉の所行候もの許多有之、将江戸北郊下野出流山に嘯聚いたし、其最寄村落を劫掠し、南郊荻山中と唱候一小大名の陣屋を焼、其儲蓄を奪掠せし兇徒等も有之、追々その党を緝捕せしに、同志のもの松平修理大夫の邸に潜匿候由供状明白に有之候上、此程、江戸市中取締之為出張いたし居候酒井左衛門尉人数屯所え、夜中銃射およひしもの有之、其蹤を追尋候処、是亦同邸に入入候を慥に見受候二付、右兇徒召捕引渡方、同人より懸合(番)及ひ多人数を備えて懾伏自屈せしめんと計りし処、承伏不致而已ならず、却て邸中より発砲放火抵敵いたし候二付、不得已此方にも戎器を用候様相成、竟に江戸政府之陸軍数隊并に在江戸大名数家之兵隊をも差向ケ、同家に相属候邸宅数所取囲み、同家々来之もの共数百人討取・生捕等有之、猶品川沖二繋泊いたし居候同家之蒸気船二脱走候ものも有之候二付、此又江戸政府之軍艦を以追撃為及候所、竟に逃亡いたし候、尤同家々来の内に右悪事に不携ものとも、不少、自訴降を乞候もの等は、固より深く罪すへきもの無之間、此方において吟味の上、夫々処置可及存候、

国内多難之折柄、猶前文之如き異変も有之、外国交際筋等不都合を生し可申哉と深く憂慮いたし居候間、貴様おみても其辺之処、篤と配慮を被加、猶御心附之儀も有之候ハ、御忠告有之候様、所希候、且書状訳文は任来意、早速総裁より大坂表執政等へ被差送候積に候、此段、総裁之命に依り申進候、已上、

十二月晦日

外圍奉術

連名

アルセポルトメン様
(朱入れ) 杉浦武三郎 花押
 酒井対馬守 花押
 平岡和泉守 花押
 菊池丹後守 花押
 江連加賀守 花押(24)

以上が、米國書記官ポルトメンの問合せ和訳と幕府外国奉行の返答書全文である。

問合せは「マゼスチイ大君政府と大名一致の兵の公戦にして、大名方の頭取ハ薩摩侯にて之あるよし」との誤聞に基づく文から始まっていた。その上でポルトメンは伝信による情報伝達の速さを強調し、「大君政府」による返書をワシントン・ロンドン・パリへ知らせるから、と速答をきつく求める。しかし一方で、「合衆国政府は……余之を疑ふことなし」との文脈中で、「方今のマゼスチイ一橋公政府と取結びたる条約を真実良善に完了すべき望を以て」等々、「王政復古」クレータ後の「マゼスチイ一橋公政府」に対し、好意的な態度も棄てていない。

The Government of the United States being sincerely desirous to cultivate and increase the friendly feeling so happily existing with Japan will, -I feel sure, in view of the faithful and liberal execution of the Treaty by the Government of His present Majesty Stotsbashi,-be pleased to take the important intelligence about to be conveyed into favorable consideration and to regulate their action and also use their influence with the Great Western Powers in a sense best calculated to promote the interests and prosperity of Your Country.

訳文の適否が気になる箇所なので、以下に該当部分原文を示す。但し、訳文「合衆国政府は」から「余之を疑ふことなし」までが、原文でもone sentenceの長文であるので、対照のためone sentence全部を示す。

確かに、Government of the present Majesty Stotsbashi (Hitotsubashi)との間で結ばれたthe Treatyがfaithful and liberalに「完了すべき」[execution (遂行されること)と望んでいる。

またYour Country (日本)のthe interests and prosperityを促進するうえで、西欧諸国との諸関係の活用も願っている。

現在の一橋公政府との間で結んだ条約路線、つまりは開港・交易の路線の安定的継続は、なお一橋公政府に期待し得るとの判断からであろう。⁽²⁵⁾

最後に、当方でもこの書翰写しを在坂アメリカ公使に送るから、閣下〔老岐守〕も在坂幕閣にこの訳文を送るようにと要請して書翰を終える。返答要求にはきついものがある一方、一橋公政府への期待もなお棄てていない。この書翰に対し、鵜飼弥一外国奉行支配取調役らは、十二月

晦日付〔卯年十二月は大の月、三〇日〕で返書案文を認めた。

返書はまず書翰の第三点目、すなわち自らの政権に対して好意的な態度を示してくれたことに対し、当然の礼儀とは言え、「我政府に取り有益なる誌を欧州各国に報告し給はるへき旨、其余縷々御申越之趣、総裁〔小笠原老岐守〕にも委曲領解感謝被致候」との謝辞を述べる。

その上で、書翰第一点目が誤聞である旨を、こと詳細に解き明かす。

この下りが、「事件」に対する西丸幕閣の公式見解となる。そこでは、①二〜三ヶ月以前から、江戸市中の富豪に対する強盗行為や通行人に対する略奪行為が頻繁に起きていた。②野州出流山〔現栃木市出流町一帯〕に嘯聚〔しゅうしゅう〕しては近村を劫掠する事件が起きていた。③荻野山中藩〔荻山中とも、譜代、一万三千石、藩主大久保教義〕の陣屋〔現神奈川県厚木市下荻野〕が焼かれ備蓄が略奪された。④これらの事件に関わった一党を捕らえたところ、同志の者は薩摩藩邸に匿われていることを白状した〔竹内啓等の白状〕。⑤さらに江戸市中取締を担っている庄内藩藩兵の屯所を襲い、銃射した者等の跡を追ったところ、やはり薩邸に逃げ込んだ。⑥そのため、これらの兇徒を召し捕り引き渡すよう、薩邸側に庄内藩兵が交渉し迫ったが承伏せず、邸内から発砲してきた。⑦そこで、こちらもやむを得ず戒器を用いることとなった。⑧そして、江戸政府陸軍数隊と在府諸藩大名教家の兵も薩邸に差し向け、島津家附属の邸宅教力所を取り囲んだ。⑨その結果、討ち取り・生け捕りの島津家臣は計数百十人となった。⑩もつとも、薩摩藩士のなかでも上記の悪事に関与していない者も多く、彼等には罪はまったく無いので、当方で夫々取り調べ、

相応の処置をするであろう。

以上の十点を以て「事件」を説明、外国交際に障りが生ずることを憂慮し、今後にも必要な忠告を貰いたいと記した上で、在坂幕閣にも外国総裁(小笠原長行)より書翰訳文を早速送る、と約して締めくくっている。

返書署名欄は、当初「外国奉行 連名」とだけ記したのを、外国奉行並杉浦以下江連まで五名が、官位名と共に花押を署す形式へと改めていく(修正案のため朱で入れてある、まだ花押は署されていない)。

外国奉行並起案による西丸幕閣のこの公式見解は、⑦の発炮の先後に真偽の余地が残り、⑧の幕府陸軍と諸藩隊の派遣は時間的齟齬があるものの、他はほぼ事実になっている。こうした公式見解が急ぎアメリカ書記官に対する返答として起案された以上、慶応四年正月一日(一八六八年一月二十五日)のポルトメンの横浜出航に間に合わせるため、十二月晦日(二十日)の内に、大急ぎで英訳され「所々に消しや書き換えがある」、清書も済ませ、実際に手渡されたであろうことは、当時の西丸幕閣と各国公使・書記官との緊密な関係から考えて、まず間違いない。

ただし、十二月晦日に起案された返書案文は、正式な手続きとしては、その後「二時限」(四時間以内)に山口駿河守外国惣奉行並らが眼を通して、確認を意味する署名・捺印・花押・合点を記し、正月三日に老中外国総奉行小笠原老岐守に「繕付」で上げ、正式な外交返書として確認された(後に、編纂に不要な中間経過部分に貼り紙が附された)。

なお、ポルトメンは自らの英文書翰を在坂アメリカ公使フアルケンブルグにも送ると記していた以上、出航直前に手にした英訳返書も、当然

大坂へ送る手筈をとってから出航したことであろう。また更に、ポルトメンのサンフランシスコ到着後には「伝信」により、書翰・英訳返書とも、ワシントン・ロンドン・パリへも報知されたことであろう。

政治史・外交史研究者ではない私としては、まずここまでの史料提供・考察を以て史料蒐集研究の義務を果たしたと考えるが、この返答書翰と鳥羽・伏見での戦争勃発後、慶応四年正月二十一日(一八六八年二月十四日)に、諸外国が旧幕府と京都新政府との内戦に対し、局外中立を決定したということの関連性について、諸賢の考察を期待したい。

考察上必要と思われる要件を列挙しておけば、①既述したように、在坂アメリカ公使フアルケンブルグは、ポルトメンからこの英文返書を受け取ったであろうこと。②その受け取りは、大坂に届く日数を考慮しても、慶応四年一月十一日(一八六八年二月四日)に起きた神戸事件の少し前か、あるいはちょうどその時期頃であること。③フアルケンブルグから、同じく在坂の各国公使等にもこの書翰が伝わったか否かの検討が必要であること。④諸外国が「局外中立」を決する上で、在坂・在横浜各国公使・書記官らの日本情勢分析と、「局外中立」決定との間には、如何なるシステムと現実の遣り取りがあったのかを考察すること。

以上の要素の内、とりわけ④の考察が必要なため、この返書が諸外国の「局外中立」宣言決定に及ぼした影響の如何、といったことに対しては、私の言及すべきことではないが、以下のことだけは言える。

すなわち、神戸事件の直前かその時期かに、この薩邸焼き討ち「事件」に関する「江戸政府」西丸幕閣の公式見解が在坂諸国公使らにも伝わっ

ていたとすれば、神戸事件によって一挙に悪化した諸外国の「京都新政府」に対する評価は、神戸事件の場合以上に、更に低下したであろうこと、である。それは、ポルトメンが、薩邸焼き討ち事件を知った時点で、「大君政府と大名一致の兵の公戦」「大名方の頭取ハ薩摩侯」といった大誤聞を前提にしながらも、「大君政府」＝一橋公政府への期待・信頼を、開港・交易路線を継続する観点から、なお維持していたということだけでも十分に想像しうることであるが、そこに、『江戸・関東各地で蛮行を働いていた浪士を、薩邸が匿っていたので、幕府が浪士捕縛交渉に庄内藩兵らを差し向けたが、交渉破綻により戦争になった』という外国奉行らの説明が届けば、それはなおさらのことであろう。⁽²⁶⁾

おわりに

以上を以て、この間蒐集し得た薩摩藩邸焼き討ち事件に関する原写本史料の紹介と、未だ活用を見えていない活字史料とからの、「事件」についての考察を終える。筆者は、なお多くの「事件」関連原写本史料を蒐集し終えているが、既に紙幅を大幅に超過しているので、これ以上の提示・考察は、また新たな機会を得て行うこととする。

前稿と同様、本稿を成すにあたって、東京大学史料編纂所と国立公文書館には大変お世話になった。関係各位に厚く御礼を申し上げる。

なお本稿は、二〇一四年度跡見学園女子大学特別研究助成費の交付を

受けた研究課題『戊辰戦争期江戸出来事・情報総覧(月日表)』作成のための、膨大な史料群(未刊原文書・貴重写本)の写真・複写、及び原史料収集(前々年度より三年継続)を遂行した成果の一部である。

註

- (1) 拙稿『復古記』不採録の諸記録から探る江戸情勢(二)『薩摩藩邸焼き討ち事件』の史的解明その一、『跡見学園女子大学文学部紀要』第49号、二〇一四年三月(以下、前稿と略記)。
- (2) 以上、東京大学史料編纂所蔵文書475-1004「酒井忠匡家記」。
- (3) 以上、東京大学史料編纂所蔵文書273-12「加藤氏日記」。
- (4) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第六卷(一九九五年岩波書店、五七二七・五七二九号。なおこれと同じ記事が、国立公文書館内閣文庫所蔵文書「黒川秀波筆記」第75冊にある。黒川秀波については前稿註(3)参照。
- (5) 国立公文書館内閣文庫所蔵文書50-0153「坤儀革正録」第55冊。なお「坤儀革正録」は大垣藩市川東殿の筆録である。前稿註(4)参照。
- (6) 大石学編『江戸幕府大事典』(二〇〇九年吉川弘文館)「評定所(施設)」参照。なお実際、その後、翌年に跨がる審理は、隣接の評定所で行われた。
- (7) 註(15)参照。
- (8) 註(5)「坤儀革正録」、および東京大学史料編纂所蔵文書、維新史料引継本Iに-1341「淀藩加藤某秘書」・維新史料引継本Iに-1342「淀藩加藤某御用留」・維新史料引継本Iに-174A「慶応見聞集」。
- (9) 前註の「淀藩加藤某秘書」・「淀藩加藤某御用留」・「慶応見聞集」。
- (10) 前稿、一二二頁下段参照。
- (11) 国立公文書館内閣文庫多聞櫓文書、多034924「松平修理大夫屋敷内ニおゐて召捕候者并降人共立合吟味被仰付候面々可相達趣」。なお、関連の文書として、『幕末御触書集成』第六卷五七三〇号がある。
- (12) 国立公文書館内閣文庫所蔵文書「黒川秀波筆記」第75冊。
- (13) 江戸切絵図「芝三田二本榎高輪辺絵図」(文久元年酉歳改正、尾張屋清七版)、日本歴史地名大系13『東京都の地名』(二〇〇二年平凡社)「三田綱町」。
- (14) 「黒川秀波筆記」自体が、基本的に日にち単位の記録である。先の松平肥後守内神尾鉄之丞の「伺」が、「一 丁卯十二月廿五日」に始まる一つ書の第一項であり、第二項には、『復古記』が採録した、庄内藩家老松平権十郎の二十五日付届書(前稿一の(2)参照)、第三項には、堀田相模守の二十五日付届、そして第四項にこの「覚」があり、第五項に、次の鳥居丹波守に下した「達」があつて二十五日の項が終わり、次に一つ書を改め、「一 同十一月廿六日」と続けていることだけでも確実である。
- (15) 先に挙げた四点の原写本史料の他、「丹羽長祐家記」には、庄内藩と松山藩が伝奏屋敷に入れた七十五名の内、計二十九名(薩摩藩士十四名・同家来四名、佐土原藩士九名・同家来二名)を二十九日に二本松藩が預かったことが記されている(『東京大学史料編纂所蔵文書475-1077「丹羽長裕家記」乾』。また、「島津忠義家記」には、当日薩邸内には藩士らに関する、全四十五丁にもわたる詳細な調査記録があるが、この調査は辰三月のもので、赤報隊相楽総三らへの「処分」決定がなされた時期と重なり、史料性格に対する慎重な検討が必要である。後日機会を得て全文紹介を行うが、薩邸に召し抱えられていた職人や人足を含め、一五〇名程の実名が確定でき、夫々の結果なども判る貴重なものである(『同所蔵文書475-898「島津忠義家記」四』)。
- (16) 『幕末御触書集成』第六卷、五七三二号。
- (17) 国立公文書館内閣文庫多聞櫓文書、多033040「薩州藩士益満休之助御預被仰付之儀御免被成候様奉伺候書付」。
- (18) 国立公文書館内閣文庫多聞櫓文書、多015310「松平修理大夫様家来益満休之助勝安房守様江御引渡之段御届」。
- (19) 東京大学史料編纂所蔵文書、維新史料引継本IIは52220「三浦備後守家来鳩山十右衛門ヨリ益満休之助佐藤作送届状(勝精家所蔵本、写)」。
- (20) 従来、多くは勁草書房版『勝海舟全集』19「日記」II、三月二日の、「南部弥八郎、肥後七左衛門、益満休之助等は頭分なるを以て、その罪遁るべか

らず、死罪に所せらる、早々の旨にて、所々へ御預け置かれしが……」との記事から云々されてきたが、別本である江戸東京博物館史料叢書本の勝海舟関係資料『海舟日記』(三)の当日欄には、ただ「松濤已下手附被仰付、薩人三人御預被命、受取る」としか記されていない。この「薩人三人」が勁草書房版の南部・肥後・益満だとすると、C文書中の佐藤作はどうなったのか、この日、勝の許に入った薩摩藩士については、人数・氏名ともなお検討の要がある。

(21) 『品川区史』通史編上巻(品川区、一九七三年)には、品川宿放火に関する詳しい記述もあるが(同書、五一七〜五二〇頁)、下蛇窪村名主見習伊藤八郎の文書を活用したもので、この史料群のような、被害調査届ではない。

(22) 以上、『品川区史』資料編(品川区、一九七一年)六五六頁〜六六〇頁、利田家文書「慶応三卯年十二月二十五日南品川宿焼失御用留」四点より。

(23) このポルトメン書翰と、書翰返書としての西丸幕閣の公式見解は、すでに外務省調査部編外務省蔵版『大日本外交文書』第一巻第一冊(一九三六年、日本国際協会、以下単に『外交』と略記)に、外務省編纂の『続通信全覧』を典拠として収録されている(第七三号文書・第七五文書)。ただし、原文書である史料編纂所蔵「外務省引継書類」と対照すると、『外交』七三号文書がポルトメン書翰であるが、原文書と訳の巻頭にある「丁卯十二月廿八日【差出ス】」部分がなく、第七五文書の返書案文にいたっては、起案者である鶴飼弥一以下四名の連署もなければ、上欄の駿河守以下七名の確認署名もなく、いきなり「以書状致啓上候」で始まっており、さらに編纂時に不要として附した紙下の部分の「二時限」等々の文言は勿論なく、更に返書の英訳は全く載っていない(勿論、仮に載せたとしても、その英文が書き直しの多いものであることなどは、見えようはずもない)。これらのため、ポルトメン書翰を受け取って和訳し、外国奉行並らが返書案文を記し、そのまた英訳を付す作業がどれほど急な作業であったかはほとんど見えない。本稿が、ポルト

メン書翰を原本によって考察する所以である。

なお、『外交』が依拠した外務省編『続通信全覧』編年之部三百五十二、米国往復書翰第二十六中の「丁卯十二月廿八日」文書がポルトメン書翰の和訳、「丁卯十二月晦日」文書が外国奉行並らの返書案であるが、英文は書翰も返書案も無い。またこの返書案も、当然のことながら、いきなり「以書状致啓上候」で始まっている。やはり、史料編纂所蔵の外務省引継書類中の本史料でなければ、こうした考察は不可能なのである。

(24) 東京大学史料編纂所蔵、外務省引継書類「931」江戸三田薩州邸砲撃ノ理由米国書記官ポルトメン氏ヨリ問合一件。なお、このポルトメン書翰を活用しての研究は、石井孝氏の『増訂明治維新の国際的環境』全三冊にもなく、その後も管見の限り見当たらない。ただし、保谷徹『戊辰戦争』(吉川弘文館、二〇〇七年)II 2「慶喜追討令と列強の中立宣言」には、戊辰内乱時における「局外中立」を検討する上で、大切な視点が提示されている。

(25) Hito-subashiをShotashashiと表記している外国文書はしばしば見受けられる様である。その背景は不明であるが、「江戸っ子」がHiをShiとしか発音できなかったことが反映したのではないかと、とも言われている。

(26) 神戸事件とは、言うまでもなく、西宮警衛に向かっていた新政府軍備前藩兵が神戸外国人居留地近くを行軍中、居留地の外国人ともめ事を起こし、備前藩家老日置帯刀が指揮をとるなか、藩兵が外国人に対して発砲、居留地一帯でイギリス人・フランス人・アメリカ人らと戦鬪となり、二名を撃ち殺し、一名を負傷させ、ついに諸国兵士により神戸港が一時占拠された事件である(石井孝『増訂明治維新の国際的環境』分冊三(吉川弘文館、一九七三年)七七五〜七七二頁参照、なお拙稿『太政官日誌』の発刊意図とその基本的性格―《新政府》による江戸民衆意識掌握に関する基礎的研究の一環として―『メトロポリタン史学』第4号、二〇〇八年十二月も参照されたい)。